

北海道障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱

第1 目的

この北海道障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱（以下「要綱」という。）は、道が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32、及び第51条の33の規定、児童福祉法第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の19の2において準用する第21条の5の27及び第21条の5の28、第24条の39及び第24条の40の規定並びに障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一的な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査対象事業者

指定を受けている事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）の所在地が全て北海道内であって、次に掲げる障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等以外の障害福祉サービス事業者等を対象とする。

- 1 指定事業所等が札幌市内にのみ所在するもの
- 2 指定事業所等（児童福祉法に基づく障害児入所施設を除く。）が旭川市内にのみ所在するもの
- 3 指定事業所等（児童福祉法に基づく障害児入所施設を除く。）が函館市内にのみ所在するもの
- 4 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村内にのみ所在するもの
- 5 指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村内にのみ所在するもの

第3 検査実施機関

1 総合振興局（振興局）

総合振興局（振興局）は、第2の検査対象事業者のうち、当該総合振興局（振興局）管内（札幌市を除く。）に主たる事務所（本社又は法人本部等）が所在する障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し検査を行う。

2 本庁

(1) 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（以下「障がい者保健福祉課」という。）

障がい者保健福祉課は、第2の検査対象事業者のうち、札幌市及び道外に主たる事務所が所在する障害福祉サービス事業者等に対し検査を行うとともに、総合振興局（振興局）が行う検査のうち、特に必要があると認められる場合については、総合振興局（振興局）と合同で検査を実施する。

(2) 保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課（以下「子ども家庭支援課」という。）

子ども家庭支援課は、第2の検査対象事業者のうち、札幌市及び道外に主たる事務所が所在する障害児通所支援事業者等に対し検査を行うとともに、総合振興局（振興局）が行う検査のうち、特に必要があると認められる場合については、総合振興局（振興局）と合同で検査を実施する。

(3) 障がい者保健福祉課及び子ども家庭支援課は、検査の実施に必要な事項について、その取りまとめ、調整等を行う。

第4 検査

1 検査は、検査指針を踏まえ実施するものとする。

2 一般検査

(1) 業務管理体制の整備に関する届出（以下「届出」という。）の内容を確認するため、当該届出のあった日からおおむね3年以内に1回、別紙1の手順により実施し、以降、3年を超えない期間ごとに同様に実施するものとする。

その際、検査実施機関は、年度当初に、様式1-1及び1-2により、検査実施計画を策定するものとする。

(2) 総合振興局（振興局）は、毎年度5月末までに様式1-1を障がい者保健福祉課に、様式1-2を子ども家庭支援課に提出するものとする。

(3) 一般検査は、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等から書面で報告等を徴収する書面検査を基本とし、必要に応じて、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等又はその従業者に出頭を求め、面接により届出事項の内容等について聴取する面接検査の方法又は障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等の事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する立入検査の方法により行うものとする。

(4) 一般検査は、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対する実地指導又は監査と併せて行うことができる。

(5) 一般検査（面接検査）又は一般検査（立入検査）の結果については、様式5により文書により通知するものとし、「第6 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、改善の状況等について、期限を付して報告を求めること。

3 特別検査

(1) 特別検査は、指定事業所等の指定取消処分相当の事案が発覚した場合又は関係総合振興局（振興局）から様式1-2により指定取消相当事案発覚の報告があった場合若しくは関係市町村長から不正行為に対する組織的関与の有無の確認（以下「権限行使」という。）を求められた場合に、別紙2の手順により実施するものとする。

その際、総合振興局（振興局）は、事前に障害福祉サービス事業者等については障がい者保健福祉課に、障害児通所支援事業者等については子ども家庭支援課に報告するものとする。

(2) 特別検査の実施に当たっては、障害福祉サービス事業者等の事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、指定取消処分相当の事案への組織的関与の有無を検証するものとする。

(3) 特別検査は、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対する実地指導又は監査と併せて行うことができる。

- (4) 特別検査の結果については、様式5により文書により通知するものとし、「第6 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、改善の状況等について、期限を付して報告を求めること。

4 実施通知

- (1) 一般検査（書面検査）の実施に当たっては、様式2により、検査対象となる障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し通知するものとする。
一般検査（書面検査）は、業務管理体制の整備に関する届出内容について別に定める検査調書（自主点検表）の提出を求め、確認する。
- (2) 一般検査（立入検査）及び特別検査の実施に当たっては、様式3により、検査対象となる障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し、実施時期、検査担当者の職・氏名、その他必要な事項を通知するものとする。
なお、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対する実地指導又は監査と併せて実施する場合は、当該実地指導又は監査の実施通知と同時に通知すること。
ただし、実効性ある実態把握の観点から必要と認めるときは、実施通知をしないことができる。（実施通知をしない場合は、立入時に速やかに告知するものとする。）
- (3) 前記2の(3)により、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等又はその従業者に出頭を求める場合は、様式4により、検査対象となる障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し、出頭を求める日時、場所、関係者の職・氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

5 報告等

- (1) 一般検査（立入検査）終了後、速やかに、その検査結果について様式6の業務管理体制確認検査（一般検査（立入検査））結果報告書を作成するものとする。
- (2) 特別検査終了後、速やかに、その検査結果について様式13の業務管理体制確認検査（特別検査）結果報告書を作成するものとする。
なお、総合振興局（振興局）は業務管理体制確認検査（特別検査）結果報告書を作成後、速やかに当該結果報告書を障がい者保健福祉課又は子ども家庭支援課に提出するとともに、関係総合振興局（振興局）に通知するものとする。
- (3) 検査終了後、年度末までに、検査実績書（様式1-1、様式1-2）を作成するものとする。
総合振興局（振興局）は、翌年度4月末日までに様式1-1を障がい者保健福祉課に、様式1-2を子ども家庭支援課に提出するものとする。

第5 検査体制

検査に当たっては、国及び関係市町村の指導監督部局並びに関係部署と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

- 1 一般検査（面接検査）を行う場合は、2名以上で対応すること。
- 2 一般検査（立入検査）及び特別検査を行う場合は、2名以上の班を編成し、原則班長は係長（主査）職以上とする。

第6 行政上の措置等

1 行政上の措置

- (1) 検査の結果、次の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し、様式7又は様式9により文書で通知するものとする。

ア 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

また、命令をしたときは、その旨を様式10により公示するものとする。

- (2) (1)の行政上の措置に係る対応については、期限(対応に要する時間を考慮し、適宜設定)を付して報告を求めるものとする。

2 弁明の機会の付与

命令に該当すると認められる場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定に基づき、様式8により文書で弁明の機会の付与を行う。

ただし、同法第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、同法第13条第1項第2号の規定は適用しない。

3 命令違反に係る通知

障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等が前記1の(1)のイの命令に違反したときは様式11により、当該違反の内容を関係行政機関に通知するものとする。

また、関係総合振興局(振興局)及び障がい者保健福祉課又は子ども家庭支援課に当該通知の写しを送付すること。

4 市町村等への通知

市町村指定の事業所等において、指定取消相当事案が発覚し、当該市町村からの権限行使の求めに応じて特別検査を実施した場合の結果は、様式14又は様式15により、求めのあった市町村に文書で通知するものとする。

第7 情報管理

検査担当職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法令、一般的な行政文書の管理に関する規程等に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理すること。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年 1月11日から施行する。

平成26年 3月31日一部改正

平成27年 3月31日一部改正
平成28年 4月22日一部改正
平成28年 8月 9日一部改正
令和 元年11月 5日一部改正
令和 3年 4月15日一部改正
令和 5年 6月 1日一部改正